

防災管理の外部委託等に係る防災管理上必要な業務等の内容について

伊丹市 _____ 所在地 _____ に在ります _____ 防災管理対象物名称（テナント名称含む。） _____
 における、消防防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条の6第2項で読み替えて準用する
 第2条の2第2項に定める「防災管理上必要な業務の内容」は、次のとおりです。

防災管理上必要な業務

- ・ 消防計画の作成、見直し及び変更に関することについて、特に留意すべきこと
 (_____)
 (_____)
- ・ 避難施設等の管理に関することについて、特に留意すべきこと
 (_____)
 (_____)
- ・ 避難訓練の実施に関することについて、特に留意すべきこと
 (_____)
 (_____)
- ・ 収容人員の適切な管理に関することについて、特に留意すべきこと
 (_____)
 (_____)
- ・ 防災管理業務従事者に対する指示、監督に関することについて、特に留意すべきこと
 (_____)
 (_____)
- ・ その他、防災管理者として行うべき業務に関することについて、特に留意すべきこと
 (_____)
 (_____)

なお、私 _____ 管理権原者名 _____ は、 _____ 外部委託受託者（文章受取人） _____ に
 対し _____ 防災管理対象物名（テナント名称含む。） _____ の位置、構造及び設備の状況並びに次に掲げる防災
 管理上必要な事項について説明を行いました。

説明した防災管理上必要な事項（チェックした事項）

- ☐ 防災管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置に関すること
- ☐ 従業員等に対する防災上必要な教育の状況に関すること
- ☐ 避難訓練の実施状況に関すること
- ☐ その他防災管理上必要な事項

管理権原者

文章受取人

_____ 住 _____ 所 _____

_____ 住 _____ 所 _____

_____ 個人名又は法人名 _____

_____ 個人名又は法人名 _____